改定前	改定後	新計画項	備考
第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画		
第6節 建築物等の不燃化・耐震化推進計画	第6節 建築物等の不燃化・耐震化推進計画		
第4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等	第4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等		
2 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設	2 不特定多数の者が利用する特定建築物 <mark>等</mark> の所有者による施設の	11	文言の追加
の耐震化	耐震化		
不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下	不特定多数の者が利用する一定の建築物 <u>や避難路沿道建築物</u> (以		
「特定建築物」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応	下「特定建築物 <mark>等</mark> 」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に		
じ耐震改修を行うよう努めるものとする。	応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。		
市は、特定建築物_の耐震診断及び耐震改修について必要な指導	市は、特定建築物 <mark>等</mark> の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及		
及び助言を行うものとする。	び助言を行うものとする。		
第9節 地盤災害防止対策計画	第 9 節 地盤災害防止対策計画		
第4 造成地災害防止対策の推進	第 4 造成地災害防止対策の推進		
1 災害防止に関する指導、監督	1 災害防止に関する指導、監督		
造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法にお	造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法にお		
いてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当	いてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当		
該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。	該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。		
また、巡視等により違法な開発行為の取締り、梅雨期や台風期の	また、巡視等により違法な開発行為の取締り、梅雨期や台風期の		
巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。	巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。		
	なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確	16	防災基本計画の修正
	認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の		
	是正指導を行う。		
第6 液状化防止対策等の推進	 第 6 液状化防止対策等の推進		
液状化による被害を軽減するため、市、県及び公共・公益施設の	液状化による被害を軽減するため、市、県及び公共・公益施設の		

改定前	改定後	新計画項	備考
管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等	管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等		
の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締	の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締		
固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努	固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努		
める。	める。		
	また、市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋	16	文言の追加
	や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため		
	池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップ		
	の作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。		
第13節 医療救護活動整備計画	第13節 医療救護活動整備計画		
第 1 医療救護施設の確保	第1 医療救護施設の確保		
2 災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。) 指定医療機関	2 災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。) 指定医療機関		
の指定	の指定		
県は、地震等による大規模な災害の急性期(概ね48時間)におけ	県は、地震等による大規模な災害の急性期(概ね 48 時間)におけ		
る被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療	る被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療		
機関を指定し、大規模災害への対応を図っている。	機関を指定し、大規模災害への対応を図る。	26	文言の修正
DMAT指定医療機関	DMAT指定医療機関		
医療機関名	医療機関名	26	県地域防災計画の修正
筑 波 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー 病 院	1 筑波メディカルセンター病院		
茨 城 県 立 中 央 病 院	<u>2</u> 茨 城 県 立 中 央 病 院		
J A と り で 総 合 医 療 セ ン タ ー	A と り で 総 合 医 療 セ ン タ ー		
取手北相馬保健医療センター病院	<u>4</u> 取 手 北 相 馬 保 健 医 療 セ ン タ ー 病 院		
茨 城 西 南 医 療 セ ン タ ー 病 院	<u>5</u> 茨 城 西 南 医 療 セ ン タ ー 病 院		
水戸済生会総合病院	<u>- </u>		
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	<u>-</u> 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター		

改定前	改定後	新計画項	備考
総 合 病 院 土 浦 協 同 病 院	8 総 合 病 院 土 浦 協 同 病 院	26	県地域防災計画の修正
筑 波 大 学 附 属 病 院	9 筑 波 大 学 附 属 病 院		
日立 製作 所 日 立 総 合 病 院	10 株式会社日立製作所日立総合病院		
なめがた地域総合病院	11 土 浦 協 同 病 院 な め が た 地 域 総 合 病 院		
水 戸 赤 十 字 病 院	12 水 戸 赤 十 字 病 院		
総 合 病 院 水 戸 協 同 病 院	<u>13</u> 総 合 病 院 水 戸 協 同 病 院		
古 河 赤 十 字 病 院	<u>14</u> 古 河 赤 十 字 病 院		
日立製作所ひたちなか総合病院	15 株式会社日立製作所ひたちなか総合病院		
	16		
	17		
	18 城 西 病 院		
	19 医療法人社団善仁会 小山記念病院		
	20 神 栖 済 生 会 病 院		
	21 つ く ば セ ン ト ラ ル 病 院		
	22 牛 久 愛 和 総 合 病 院		
第15節 防災知識普及計画	第15節 防災知識普及計画		
第 1 住民向けの防災教育	第1 住民向けの防災教育		
1 普及啓発すべき内容	1 普及啓発すべき内容		
(2) 緊急地震速報	(2) 緊急地震速報		
地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される	地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される	0.0	
「緊急地震速報」について、 <u>市は、その特性と限界、具体的内容、</u>	「緊急地震速報」について、 <u>水戸地方気象台は、講習会等を利用し</u>	30	県地域防災計画の修正
発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資	てその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等		
料を積極的に配布して、十分な周知を行う。	について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周		

改定前		改定後			新計画項	備考	
			<u>知を行う。</u>			30	県地域防災計画の修正
			○ 緊急地震速報(警報)の実施及び実施基準等				
			気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以				
			上が予想され	上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。こ			
			れを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。				
			なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地				
				に位置づけられる。			
					也震発生直後に震源に近い観測点		
					:により、地震の強い揺れが来る		
					きを知らせる警報である。このた		
					た場合などにおいて、震源に		
					というというとがある。		
			<u>LLV MIDICIA.</u>	医V 1番4002到達(C)が名			
一	P 다 수 상 쏙 된 때		なりき ※ほ	2 庆会 社体社面			
1	第2章 災害応急対策計画		第2章 災害応急対策計画				
第2節 災害情報の収集・伝達計画		第2節 災害情報の収集・伝達計画					
第1 地震情報の収集・伝達		第1地震情報の収集・伝達					
1 地震情報			1 地震情報の収集				
地震情報の種類と発表基準		地震情報の種類と発表基準					
地震情報	発表基準	内 容	地震情報	発表基準	内 容		
の種類 震源に関す	(略)	(略)	の種類 震源に関す	(略)	(略)	36	時点修正 (気象庁)
る情報	(40)	(PH)	る情報	(40)	(547)		
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を		
		観測した地域名(全国を約 <u>190</u> 地域に			観測した地域名(全国を約 <u>188</u> 地域に		
		区分)と地震の揺れの発現時刻を速報			区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	36	文言の整理 (気象庁)
震源・震度に	以下の何れかを満たし	地震の発生場所(震源)やその規模(マ	震源・震度	以下の何れかを満たし	地震の発生場所(震源)やその規模(マ		

改定前			改定後			新計画項	備考
関する情報	た場合 ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報 発表時 ・若干の海面変動が予 想される場合 ・緊急地震速報(警報) を発表した場合	度を入手していない地点がある場合	に関する 情報	た場合 ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報 発表時 ・若干の海面変動が予 想される場合 ・緊急地震速報(警報) を発表した場合	グニチュード)、震度3以上の地域名と市町村 <u>ごとの観測した震度</u> を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震 度を入手していない地点がある場合 には、その市町村名を発表	36	文言の修正
各地の震度 に関する情 報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5_以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5 <mark>弱</mark> 以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表		
その他の情報 推計震度分 布図	(略)	(略)	その他の情報 推計震度分 布図	(略)	(略)	36	情報の追加
(新設)			長周期地 震 動に関する 観測情報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。		(水戸地方気象台)
(新設)			遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)や その規模(マグニチュード)を概ね30 分以内に発表。日本や国外への津波の 影響に関しても記述して発表。		